

平成25年第3回

石川県議会定例会議案

## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	平成25年度石川県一般会計補正予算(第1号)……………	1
議案第2号	平成25年度石川県土地取得特別会計補正予算(第1号)……………	9
議案第3号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について……………	11
議案第4号	「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」の議決の一部変更について……………	13
議案第5号	第三セクター等改革推進債の発行に係る許可の申請について……………	15
議案第6号	石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第7号	指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	19
議案第8号	石川県医療施設耐震改修等促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例について……………	21
議案第9号	石川県土地開発公社の解散について……………	23
議案第10号	請負契約の締結について(市道まがき線 道路整備(受託)工事((仮)まがきトンネル1工区))……………	25
議案第11号	請負契約の締結について(市道まがき線 道路整備(受託)工事((仮)まがきトンネル2工区))……………	27
議案第12号	財産の取得について(凍結防止剤散布車)……………	29
議案第13号	財産の取得について(除雪トラック)……………	31
議案第14号	損害賠償額の決定について……………	33
議案第15号	石川県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について……………	35
議案第16号	石川県育英資金貸付金の未納の返還金支払請求事件に係る訴えの提起について…	37
報告第1号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	39
報告第2号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	41
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	43
報告第4号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	45
報告第5号	地方独立行政法人の業務実績に関する評価結果の報告について……………	47
報告第6号	法人の経営状況の報告について(石川県公立大学法人)……………	53
報告第7号	法人の経営状況の報告について(IRいしかわ鉄道株式会社)……………	57
報告第8号	法人の経営状況の報告について(財団法人 石川県観光余暇資源開発公団)……………	61

## 議案第1号

### 平成25年度石川県一般会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,647,888千円を追加し、歳入歳出それぞれ528,720,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		127,000,000	1,000,000	128,000,000
	1 地方交付税	127,000,000	1,000,000	128,000,000
7 分担金及び金		3,035,268	41,444	3,076,712
	1 分担金	159,505	70	159,575
	2 負担金	2,875,763	41,374	2,917,137
9 国庫支出金		49,748,197	7,444,609	57,192,806
	1 国庫負担金	27,140,866	1,066,840	28,207,706
	2 国庫補助金	20,997,373	6,377,769	27,375,142
11 寄附金		12,500	2,897	15,397
	1 寄附金	12,500	2,897	15,397
12 繰入金		27,875,819	1,706,568	29,582,387
	2 基金繰入金	27,661,801	1,706,568	29,368,369
13 繰越金		1	381,698	381,699
	1 繰越金	1	381,698	381,699
14 諸収入		43,223,421	100,672	43,324,093
	3 貸付金元利収入	29,339,073	3,000	29,342,073
	4 受託事業収入	6,068,783	3,000	6,071,783
	6 雑収入	3,728,155	94,672	3,822,827
15 県債		86,249,000	18,970,000	105,219,000
	1 県債	86,249,000	18,970,000	105,219,000

議案第一号 平成二十五年度石川県一般会計補正予算 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入合計		499,073,000	29,647,888	528,720,888

議案第一号 平成二十五年石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		51,065,448	278,392	51,343,840
	1 総務管理費	10,796,960	143,792	10,940,752
	4 選挙費	1,083,898	34,600	1,118,498
	5 防災救助費	2,137,967	100,000	2,237,967
3 企画県民費		16,755,497	426,000	17,181,497
	1 企画振興費	12,811,236	395,000	13,206,236
	2 県民文化費	3,944,261	31,000	3,975,261
4 健康福祉費		77,255,333	4,049,556	81,304,889
	1 高齢者福祉費	31,593,825	176,563	31,770,388
	2 子育て福祉費	10,418,622	658,925	11,077,547
	3 障害福祉費	9,219,429	313,564	9,532,993
	7 医薬看護費	6,404,632	2,900,504	9,305,136
5 環境費		3,214,651	547,783	3,762,434
	1 環境費	3,214,651	547,783	3,762,434
6 商工労働費		29,035,877	179,240	29,215,117
	1 商工費	25,307,095	116,769	25,423,864
	2 労働費	3,638,373	62,471	3,700,844
7 観光費		12,366,370	34,648	12,401,018
	1 観光戦略推進費	12,366,370	34,648	12,401,018
8 農林水産業費		25,032,478	925,444	25,957,922
	1 農業費	5,877,398	40,740	5,918,138
	3 農地費	7,118,463	153,888	7,272,351

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 林業費	8,613,513	326,923	8,940,436
	5 水産業費	1,908,147	403,893	2,312,040
<b>9 土木費</b>		<b>55,828,580</b>	<b>20,912,590</b>	<b>76,741,170</b>
	1 土木管理費	509,451	14,000,000	14,509,451
	2 道路橋りょう費	30,642,258	3,972,893	34,615,151
	3 河川海岸費	9,419,342	2,381,481	11,800,823
	4 港湾費	3,029,347	217,216	3,246,563
	5 都市計画費	8,805,625	341,000	9,146,625
<b>10 警察費</b>		<b>24,697,292</b>	<b>27,803</b>	<b>24,725,095</b>
	2 警察活動費	1,737,635	27,803	1,765,438
<b>11 教育費</b>		<b>103,162,636</b>	<b>463,496</b>	<b>103,626,132</b>
	1 教育総務費	9,597,858	46,579	9,644,437
	3 高等学校費	24,822,415	341,000	25,163,415
	6 保健体育費	1,145,346	75,917	1,221,263
<b>12 災害復旧費</b>		<b>3,790,363</b>	<b>1,802,936</b>	<b>5,593,299</b>
	1 農林水産業施設 災害復旧費	1,442,978	1,293,666	2,736,644
	2 土木施設災害復旧費	2,347,385	509,270	2,856,655
<b>歳出合計</b>		<b>499,073,000</b>	<b>29,647,888</b>	<b>528,720,888</b>

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
原子力災害対応拠点施設整備費		千円	平成26年度	千円 1,820,000

議案第一号 平成二十五年石川県一般会計補正予算 債務負担行為



第3表 地方債補正

起債の目的	補			前			正			後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
農地防災事業費	216,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを以て、借り入れの資金について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先は、県財政により、据置期間の融通条件に他の借入先と並び、償還期限は繰上償還又は換えがき。	8.5%以内(ただし、利率見直しを以て、借り入れの資金について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを以て、借り入れの資金について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先は、県財政により、据置期間の融通条件に他の借入先と並び、償還期限は繰上償還又は換えがき。	8.5%以内(ただし、利率見直しを以て、借り入れの資金について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しを以て、借り入れの資金について、利率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先は、県財政により、据置期間の融通条件に他の借入先と並び、償還期限は繰上償還又は換えがき。	
造林費	5,000												
治山費	558,000												
漁港建設費	152,000												
道路建設費	4,241,000												
道路整備費	4,659,000												
河川改良費	1,542,000												
国直轄河川事業費負担金	448,000												
河川整備費	153,000												
砂防地すべり対策費	1,216,000												
国直轄砂防事業費負担金	406,000												
砂防地すべり防止施設整備	66,000												
国直轄海岸事業費負担金	168,000												

起債の目的	補			正			補			正			後				
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾改良費	285,000						299,000										
国直轄港湾事業費負担金	630,000						775,000										
公園整備費	893,000						1,107,000										
交通指導取締費	666,000						679,000										
高等学校整備費	2,272,000						2,509,000										
林道災害復旧事業費	28,000						64,000										
土木施設災害復旧費	665,000						849,000										
国直轄災害復旧費負担金	26,000						56,000										
交通対策費	6,816,000						6,894,000										
土木総務費							14,000,000										
計	86,249,000						105,219,000										

## 議案第 2 号

### 平成25年度石川県土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

平成25年度の石川県土地取得特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ633,168千円を追加し、歳入歳出それぞれ633,187千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 平成25年度石川県土地取得特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成25年 9 月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県土地取得特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 —	千円 633,168	千円 633,168
	1 繰入金	—	633,168	633,168
歳入合計		19	633,168	633,187

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地取得費		千円 19	千円 633,168	千円 633,187
	1 土地取得費	19	633,168	633,187
歳出合計		19	633,168	633,187

議案第一号 平成二十五年度石川県土地取得特別会計補正予算

議案第三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十五年九月十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 救急医療

第九条の四第二項第三号中「第八号」を「第九号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

職員の勤務実態及び他の地方公共団体における支給状況を考慮して、特殊勤務手当の見直しを行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」の議決の一部変更について

昭和39年第1回石川県議会定例会において議決された議決第21号「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」のうち、その一部を次のように変更する。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 対象事業及び負担率の表土地改良の項中

老朽ため池整備事業	1.7/10	大規模
	2.1/10	小規模
用排水施設整備事業	1.6/10	条件不利地域
	1.7/10	大規模
	2.1/10	小規模
農業用河川工作物応急対策事業	1/10	大規模
	1.5/10	小規模
湛水防除事業	0.8/10	大規模
	1.3/10	小規模の基幹工
	1.8/10	小規模のその他
水質保全対策事業	1.6/10	
農業用施設石綿対策特別事業	1.5/10	

を

老朽たため池整備事業	1.7/10	大規模	
	2.1/10	小規模	(中山間地域で行うものについては1.6/10)
用排水施設整備事業	1.7/10	大規模	
	2.1/10	小規模	(中山間地域で行うものについては1.6/10)
農業用河川工作物応急対策事業	1/10	大規模	
	1.5/10	小規模	(中山間地域で行うものについては1/10)
湛水防除事業	0.8/10	大規模	
	1.3/10	小規模の基幹工	
	1.8/10	(中山間地域で行うものについては0.8/10)	
		小規模(基幹工を除く。)	
		(中山間地域で行うものについては1.3/10)	
水質保全対策事業	1.6/10	中山間地域で行うものについては1.1/10	
農業用施設石綿対策特別事業	1.5/10	中山間地域で行うものについては1/10	

に改める。

2 適用年度 平成25年度から

ただし、平成24年度以前の予算による事業を平成25年度以降に繰り越した場合における当該事業については、なお従前の例による。

議案第5号

第三セクター等改革推進債の発行に係る許可の申請について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の7第1項に規定する地方債の発行に係る許可を次のとおり総務大臣に申請することにつき、同条第3項の規定により議決を求めらる。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 起債の目的

石川県土地開発公社の解散に当たり、県がその元金及び利子の支払を保証している同公社の借入金の代位弁済に要する経費に充てるため

2 限度額

14,000,000,000円

3 起債の方法

普通貸借又は証券発行

4 利率

8.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

5 償還の方法

償還期限は、20年以内（据置期間なし）とし、その他は、借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。



議案第六号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十五年九月十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例（平成六年石川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四十二条第一項第四号の二」を「第百四十二条第一項第四号の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十五年九月十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。

第五十九条中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項」に改める。

第六十条中「次の各号に掲げる」を「規則で定める」に改め、「（平成二十四年石川県条例第五十三号）」及び「。以下同じ」を削り、「第二十四条第一項、第三項、第四項及び第五項」を「第二十四条第二項から第五項まで」に改め、各号を削る。

第六十一条中「次の各号に掲げる」を「規則で定める」に改め、「。以下同じ」を削り、「第二十四条第一項、第三項、第四項及び第五項」を「第二十四条第二項から第五項まで」に改め、各号を削り、第二章第五節中同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第六十一条の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する通いサービスをいう。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この

節（第五十九条（第二十四条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

第七十八条中「、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と」を削る。

第八十一条中「、第六十一条」を「から第六十一条の二まで」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八号

石川県医療施設耐震改修等促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例  
について

石川県医療施設耐震改修等促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十五年九月十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県医療施設耐震改修等促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例

石川県医療施設耐震改修等促進臨時特例基金条例（平成二十二年石川県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日までに策定された」を「平成二十六年三月三十一日までに着工される」に改め、「を実施するための計画（当該計画に変更があったときは、変更後の計画）に係る事業」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医療施設耐震改修等促進臨時特例基金により実施することができる事業の実施期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八号 石川県医療施設耐震改修等促進臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

議案第9号

石川県土地開発公社の解散について

石川県土地開発公社が解散するにつき、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により議決を求める。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第10号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事の名称 市道まがき線 道路整備 (受託) 工事 ((仮) まがきトンネル1工区)

2 契約金額 1,406,580,000円

3 契約の相手方

北都・喜多・刀祢特定建設工事共同企業体

代表者 金沢市泉本町五丁目88番地

株式会社 北都組

代表取締役社長 竹 腰 勇ノ介

構成員 輪島市大野町鶴ヶ池48番地の8

株式会社 喜多組

代表取締役 竹 林 耿 郎

構成員 輪島市町野町西時国鳥毛43番1地

刀祢建設株式会社

代表取締役 刀 祢 利 雄

議案第11号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事の名称 市道まがき線 道路整備(受託)工事((仮)まがきトンネル2工区)

2 契約金額 1,367,100,000円

3 契約の相手方

宮下・宮地・新出特定建設工事共同企業体

代表者 輪島市門前町走出3の50番地

宮下建設株式会社

代表取締役 越 渡 伸 廣

構成員 輪島市河井町6部35番地

株式会社 宮地組

代表取締役 笠 田 健 治

構成員 輪島市河井町21部64番地の2

株式会社 新出組

代表取締役 新 出 勝

議案第12号

財産の取得について

除雪作業の用に供するため、次の財産を取得する。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 財産の種類及び数量  
凍結防止剤散布車 4台
- 2 取得金額 65,100,000円
- 3 取得の相手方  
金沢市新保本四丁目65番地12  
千代田機電株式会社  
代表取締役 村 田 渡



議案第13号

財産の取得について

除雪作業の用に供するため、次の財産を取得する。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 財産の種類及び数量

除雪トラック 4台

2 取得金額 77,301,000円

3 取得の相手方

埼玉県上尾市大字巻丁目1番地

UDトラックスジャパン株式会社

代表取締役 村上吉弘

上記代理人 金沢市湊三丁目5番地3

UDトラックスジャパン株式会社金沢カスタマーセンター

カスタマーセンター長 山口 嘉也

議案第14号

損害賠償額の決定について

平成25年4月24日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 570,375円
- 3 賠償責任発生の事実

平成25年4月24日午前11時50分頃、主要地方道七尾能登島公園線中、七尾市能登島須普町地内において、道路上の落石に [REDACTED] 運転の普通乗用自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの

議案第十五号

石川県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

石川県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十五年九月十日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

石川県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「から第二十五条までの規定による許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の規定による許可又は法第二十三条の二の規定による登録」に改める。

第三条第一項ただし書中「流水占用の許可」を「流水占用の許可等」に改め、「よる許可」の下に「又は法第二十三条の二の規定による登録」を加える。

第四条第一項中「流水占用の許可」を「流水占用の許可等」に、「当該許可」を「当該許可等」に改める。

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）附則第一条ただし書に規定する日から施行する。

提案理由

河川法の一部改正により、流水占用の登録制度が新たに創設されたことに伴い、流水占用料等の徴収対象者に流水占用の登録を受けた者を追加する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第16号

石川県育英資金貸付金の未納の返還金支払請求事件に係る訴えの提起について

石川県育英資金貸付金に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条第1項の規定による支払督促の申立てに対し、同法第386条第2項の規定による適法な督促異議の申立てが行われた場合、訴えを次のとおり提起するものとする。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件の内容

訴えの相手方	訴えの内容	訴えを提起する裁判所
[Redacted]	石川県育英資金貸付金の返還金を滞納している [Redacted] に対し、未納の返還金の支払を請求するもの	金沢簡易裁判所
[Redacted]	石川県育英資金貸付金の返還金を滞納している [Redacted] に対し、未納の返還金の支払を請求するもの	東京簡易裁判所

2 訴訟の方針

必要があるときは、和解し、調停を成立させ又は上訴するものとする。

報告第1号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第3号

損害賠償額の決定について

平成25年4月12日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成25年8月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 121,382円
- 3 賠償責任発生の事実

平成25年4月12日午前10時30分頃、白山市西新町235番地3の白山公共職業安定所構内駐車場において、金沢産業技術専門校非常勤嘱託職員太田 収の運転する小型貨物自動車（[REDACTED]）が駐車中の [REDACTED] 所有の普通貨物自動車に接触し、同車に損害を与えたもの

報告第2号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第4号

損害賠償額の決定について

平成24年9月7日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成25年8月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方

■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■

国土交通省

2 賠償額 1,765,054円

3 賠償責任発生の事実

平成24年9月7日午後11時15分頃、能美市五間堂町戊28番地1先路上において、寺井警察署巡查坂井俊太の運転する普通乗用自動車が■■■■■■■■■■の運転する小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えたとともに、同人に対し19日間及び同乗の■■■■■■■■■■に対し1日の通院加療を要する被害を与えたほか、国土交通省管理のガードレール等に衝突し、損害を与えたもの

報告第3号

損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第5号

損害賠償額の決定について

平成25年6月17日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成25年8月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- |   |           |            |
|---|-----------|------------|
| 1 | 相手方       | ■■■■■■■■■■ |
| 2 | 賠償額       | 473,550円   |
| 3 | 賠償責任発生の事実 |            |

平成25年6月17日午後9時30分頃、金沢市扇町3番2号において、金沢中警察署巡査部長松本準の運転するパトカーが■■■■■■■■■■方家屋の門扉に衝突し、損害を与えたもの





## 報告第5号

### 地方独立行政法人の業務実績に関する評価結果の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第5項の規定により、石川県立大学法人の業務実績に関する評価結果を次のとおり報告する。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県立大学法人平成24年度業務実績評価

##### I 全体評価

中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施していると認められる。

石川県立看護大学及び石川県立大学は、昨今の大学を取り巻く厳しい状況にあって、これまで以上に学生や県民に支持される大学となるため、教育、研究及び地域貢献に係る使命を果たすべく、平成23年4月、公立大学法人に移行した。

大学法人では、第1期中期目標期間（平成23年度～平成28年度）において、法人の運営基盤を整えるために、学生満足度の高い教育の提供、地域貢献活動の推進、広報活動の充実及び弾力的・機動的な法人運営の体制整備を柱に掲げており、それらを踏まえ、移行後2年目（平成24年度）の業務に取り組んだところである。

平成24年度は、法人化初年度に築き上げた理事長及び両大学の学長を中心とした迅速な意思決定体制並びに法人運営及び大学運営を円滑に実施するための体制を維持発展させていくことに重点を置いており、それらの項目についてはおおむね着実に実施されているものと判断できる。

石川県立看護大学では、優れた看護職者を育成することを目的として、看護現場の実態に即した教育を実施するため、臨床教授制度（※）を整備し、質の高い教育実践を図っている。また、昨年度に引き続き、地元かほく市との包括連携協定に基づき、認知症に係るシンポジウムを開催するほか、能登町、かほく市、津幡町において、学生が住民の健康づくりを支援する活動に参加・協力するなど、地域をキャンパスとした教育研究の実践にも取り組んでいる。今後、これらの活動が石川県立看護大学の地域貢献の核となる事業として確立され、活力ある豊かな地域づくりに貢献する

ことを期待する。

石川県立大学では、キャリア形成支援、職業観育成のための「生物資源環境学社会生活論」、地域課題を体験・学習する「地域農業農村実習」の科目を新たに設けるなど、自立した職業人の育成を図っている。地域貢献としては、産官連携により、学術・産業界で地域貢献活動を強化するたため、平成23年度に連携協定を締結した財団法人石川県産業創出支援機構（ISICO）に加えて、新たに金沢大学、野々市市と連携協定を締結し、関係機関との連携強化を図るとともに、野々市ヤコンなど地域ブランド作物の高付加価値化に向けた研究に取り組んでいる。今後、地域を支える高等教育機関として、県内の産業振興へのさらなる貢献のために、専門性を活かした教育・産業支援活動をより一層強化することを検討していただきたい。

大学法人の年度計画全体としては、年度計画の事業項目である270項目のほとんどについて、おおむね順調に実施されており、評価委員会が実施した項目別評価においても、A評価（計画どおり進んでいる）が6項目中5項目、B評価（おおむね計画どおり進んでいる）が6項目中1項目となっている。

以上のことから、平成24年度の業務実績の全体としては、中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施している状況であると認められるところであるが、中期計画をより確実に達成するための具体的な数値目標や取組みを示すなど、今後の年度計画において一層の工夫が求められる。

一方、公立大学法人の中期計画は、大学法人が計画性をもって積極的に改革を進める仕組みであり、計画立案は大胆にして慎重かつ総合的な視座が欠かせない。しかしながら、現在の高等教育を取り巻く環境の変化は大きく、政府による大学改革実行プラン、教育再生実行会議からの提言などに表われているように社会経済構造の変化を踏まえた中での対応が迫られているところである。

石川県公立大学法人においては、現在、法人化3年目を迎えたところであるが、このような高等教育を取り巻く環境変化を自ら分析し、中期計画に良い意味で縛られることなく、不断の対策が主体的に実施されることを引き続き強く期待する。

さらに、地方公共団体や地域の産業界との連携協力を行い、地域の知的創造活動の拠点として、両大学がそれぞれの専門分野を活かしながら地域が抱える諸課題に積極的に対応するとともに、それらの取組みについて効果的に情報発信を行い、地域の理解・賛同を得ることが求められる。

(※) 臨床教授制度

本学の臨床教育に協力する学外の保健医療福祉機関等の優れた医療人に対して称号を付与する制度

## II 項目別評価

### 1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価 B おおむね計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の95の小項目のうち、7項目が「IV（年度計画を上回って実施している）」、87項目が「III（年度計画を順調に実施している）」、1項目が「II（年度計画を十分に実施していない）」と認められ、IV又はIII評価の割合が全体の9割以上であることから、中期計画の実施状況はおおむね計画どおり進んでいると評価できる。

平成24年度の実績のうち、次の事項が注目される。

優れた看護職者を育成するため、臨床教授制度を整備し、実習現場でのより質の高い教育実践を図った。

また、学生が地域の住民の健康づくりを支援する活動に参加・協力するなど、地域をキャンパスとした教育研究の実践に取り組んでいる。

かほく市との包括連携協定に基づき、平成12年の開学以来、地元と連携して取り組んできた認知症支援対策の一環として、「認知症にやさしいまちづくりシンポジウム」を昨年度に引き続き開催するなど、看護大学の専門分野を活かしながら地域に根差した活動を積極的に行っている。

### 2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の84の小項目のうち、5項目が「IV（年度計画を上回って実施している）」、79項目が「III（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がIV又はIII評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成24年度の実績のうち、次の事項が注目される。

自立した職業人の育成を目的として、キャリア形成支援、職業観育成のための科目（生物資源環境学社会生活論）及び地域課題を体験・学習するための科目（地域農業農村実習）を新たに設けた。

大学の地域貢献のさらなる活性化を目的として、金沢大学、野々市市と連携協定を締結し、連携強化を図るとともに、野々市市やヤコンなど地域ブランド作物の高付加価値化に向けた研究に取り組んでいる。

3 業務運営の改善・効率化に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の38の小項目のうち、1項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、37項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成24年度の実績のうち、次の事項が注目される。

大学法人の業務効率化のため、両大学の情報システム機器を一括して購入するなど、効率性やスケールメリットを考慮した業務運営に努めた。今後の業務運営の改善・効率化について次のとおり提言する。

法人本部に集約されていない旅費の計算事務の集約化を検討するなど、一層の業務効率化を模索すること。

4 財務内容の改善に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の23の小項目のうち、2項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、21項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成24年度の実績のうち、次の事項が注目される。

両大学とも幅広く競争的資金の公募情報の収集を行い、積極的に外部資金の獲得に努めている。特に県立大学においては、株式会社アクトリーから寄附金を得て寄附講座を開設するとともに公益財団法人発酵研究所寄附講座助成にも採択され、平成25年度から寄附講座を開設することとなった。

経費の効率的執行の観点から、清掃・警備など、施設管理業務の委託契約を複数年契約とし、経費削減を図った。

なお、昨年度の業務実績評価結果で示された学生募集に係る広報面での課題については、両大学におけるオープンキャンパス参加者の動向調査とホームページのリニューアル等効果的な広報・情報発信について重点的に改善を行うなど、自主的な業務運営の改善その他の所要の措置が講じられている。今後、これらの取組みが入学志願者等の増加に結びつくことを期待する。

5 自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の2の小項目がともに「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成24年度の実績のうち、次の事項が注目される。

石川県立看護大学は、平成24年度に実施した公益財団法人大学基準協会の認証評価結果における指摘事項に関して改善を行った。

石川県立大学は、平成22年度に実施した独立行政法人大学評価・学位授与機構の認証評価結果に基づき、引き続き改善を行った。

6 その他業務運営に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の28の小項目すべてが「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

平成24年度の実績のうち、次の事項が注目される。

両大学ともに、学生に対するアンケートの実施や、教員と学生との意見交換会を実施し、学生の意見・要望の把握に努め、改善を行っている。

また、石川県立看護大学においては地域ケア総合センター推進協議会を通じて、石川県立大学においては企業を対象とした研究室見学会の実施などにより、地域社会・地域の産業界等が両大学に求めていることの把握に努めている。

報告第 6 号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、石川県公立大学法人の経営状況を次のとおり報告する。

平成25年 9 月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 平成24年度石川県公立大学法人決算状況

事業実績

自 平成24年 4 月 1 日  
至 平成25年 3 月 31 日

区 分	事業内容	事業量	金額
教育研究事業	学生に対する教育、 教員による研究活動	石川県立看護大学 学生数 391人 石川県立大学 学生数 597人	363,365 <sup>千円</sup>
教育研究支援事業	石川県立看護大学附 属地域ケア総合セン ターの運営等	看護職員に対する研修会開催、 調査研究、指導助言	88,052
	石川県立大学附属生 物資源工学研究所の 運営等	植物・遺伝子・環境等の研究開 発の実施等	
受託研究事業等	県からの受託事業、 国や民間企業からの 受託研究等	石川県立看護大学 看護教員養成講習会の開催等 石川県立大学 食品・環境等に関する受託研 究等	153,427

貸借対照表

平成25年 3 月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	557,269,871
(1) 現金預金	499,774,086
① 現金	201,578
② 預金	499,572,508
(2) 未収金	57,489,956
(3) 未収収益	5,829
2 固定資産	11,517,794,898
(1) 有形固定資産	11,421,716,110

① 土地	2,943,610,000
② 建物	7,421,056,484
③ 構築物	299,965,453
④ 機械装置	33,937,056
⑤ 工具器具備品	253,954,866
⑥ 図書	459,597,033
⑦ 美術品・收藏品	7,415,000
⑧ 車両運搬具	2,180,218
(2) 無形固定資産	23,700,288
① ソフトウェア	15,827,111
② 特許権	696,531
③ 特許権仮勘定	7,176,646
(3) 投資その他の資産	72,378,500
① 長期性預金	70,000,000
定期預金	70,000,000
② 差入保証金	2,378,500
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,075,064,769</b>
II 負債及び純資産の部	
1 流動負債	522,867,504
(1) 寄附金債務	129,066,068
(2) 前受受託研究費等	46,166,592
(3) 未払金	296,790,487
(4) 未払費用	2,621,739
(5) 未払消費税等	1,587,800
(6) 預り金	27,076,772
(7) 賞与引当金	19,558,046
2 固定負債	968,306,314
(1) 資産見返負債	968,306,314
3 資本金	11,397,165,200
4 資本剰余金	△ 962,060,180
5 利益剰余金	148,785,931
(1) 当期末処分利益	70,327,534
(2) 教育研究等環境改善積立金	77,063,061
(3) 積立金	1,395,336
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>12,075,064,769</b>

損 益 計 算 書

自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日

科 目	金 額
I 収益の部	円
1 経常収益	2,718,727,478
(1) 運営費交付金収益	1,635,222,739
(2) 授業料収益	498,603,048
(3) 入学金収益	89,915,700

(4) 検定料収益	18,231,200
(5) 受託研究等収益	126,161,315
(6) 受託事業等収益	27,265,728
(7) 施設費収益	49,505,070
(8) 補助金等収益	11,821,715
(9) 寄附金収益	31,850,094
(10) 資産見返負債戻入	161,939,826
(11) 財務収益	27,020
(12) 雑益	68,184,023
2 臨時収益	2,980,909
(1) 施設費収益	2,980,909
収益合計	2,721,708,387
II 費用の部	
1 経常費用	2,648,399,944
(1) 業務費	2,140,418,445
① 教育経費	204,008,289
② 研究経費	159,357,119
③ 教育研究支援経費	88,051,501
④ 受託研究費	126,161,315
⑤ 受託事業費	27,265,728
⑥ 人件費	1,535,574,493
(2) 一般管理費	507,981,499
2 臨時損失	2,980,909
(1) 固定資産除却損	2,980,909
3 当期純利益	70,327,534
費用合計	2,721,708,387

監 査 意 見

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第13条第4項の規定により、石川県公立大学法人の平成24年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

平成25年 6月18日

石川県公立大学法人

監 事 中 島 史 雄  
監 事 松 木 浩 一



2 平成25年度石川県公立大学法人事業予定

事業計画

自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

区分	事業内容	事業量	金額
教育研究事業	学生に対する教育、 教員による研究活動	石川県立看護大学 学生数 391人 石川県立大学 学生数 595人	343,059 <sup>千円</sup>
教育研究支援事業	石川県立看護大学附 属地域ケア総合セン ターの運営等	看護職員に対する研修会開催、 調査研究、指導助言	98,413
	石川県立大学附属生 物資源工学研究所の 運営等	植物・遺伝子・環境等の研究開 発の実施等	
受託研究事業等	県からの受託事業、 国や民間企業からの 受託研究等	石川県立看護大学 看護教員養成講習会の開催等 石川県立大学 食品・環境等に関する受託研 究等	290,941

収支計画

自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

科	目	金額
千円		
I	収入の部	
1	経常収益	2,724,552
	(1) 運営費交付金収益	1,600,294
	(2) 授業料等収益	590,349
	(3) 受託研究等収益	270,394
	(4) 補助金等収益	40,720
	(5) 資産見返負債戻入	180,666
	(6) 雑益	42,129
2	臨時収益	0
	収入合計	2,724,552
II	費用の部	
1	経常費用	2,724,552
	(1) 業務費	2,248,039
	① 教育研究経費	343,059
	② 教育研究支援経費	98,413
	③ 受託研究費等	290,941
	④ 人件費	1,515,626
	(2) 一般管理費	476,513
2	臨時損失	0
	費用合計	2,724,552
	純利益	0

報告第7号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、IRいしかわ鉄道株式会社  
の経営状況を次のとおり報告する。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 平成24年度石川県並行在来線株式会社決算状況

（注）石川県並行在来線株式会社は、平成25年8月1日をもってIRいしかわ鉄道株式会社  
に名称変更した。

事業実績

自 平成24年8月28日  
至 平成25年3月31日

区 分	事 業 内 容	金 額
鉄道事業（開業準備）	平成26年度末に西日本旅客鉄道株式会社から経営分離される並行在来線の運行を引き継ぐための諸準備	37,747 <sup>千円</sup>

貸借対照表

平成25年3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	387,401,921
(1) 現金預金	52,321,409
(2) 有価証券	335,000,000
(3) その他流動資産	80,512
2 固定資産	1,717,140
(1) 有形固定資産	1,717,140
3 繰延資産	48,567,730
(1) 創立費	3,035,258
(2) 開業費	45,532,472
<b>資 産 合 計</b>	<b>437,686,791</b>
II 負債の部	
1 流動負債	24,218,698
(1) 未払金	22,261,393
(2) 未払法人税等	675,583
(3) その他流動負債	1,281,722

2 固定負債	914,760
負債合計	25,133,458
Ⅲ 純資産の部	
1 株主資本	412,553,333
(1) 資本金	450,300,000
(2) 利益剰余金	△ 37,746,667
純資産合計	412,553,333
負債及び純資産合計	437,686,791

損 益 計 算 書

自 平成24年 8月28日  
至 平成25年 3月31日

科 目	金 額
I 営業損益	円
1 営業費	36,785,665
営業損失	36,785,665
Ⅱ 営業外損益	
1 営業外収益	112,324
2 営業外費用	900,426
経常損失	37,573,767
税引前当期純損失	37,573,767
法人税等	172,900
当期純損失	37,746,667

監 査 意 見

会社法（平成17年法律第86号）第436条第1項の規定により、石川県並行在来線株式会社の平成24年度事業報告及び計算書類並びに会計帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

平成25年 5月10日

石川県並行在来線株式会社

監査役 浜 池 孝 夫

2 平成25年度 I R いしかわ鉄道株式会社事業予定

事業計画

自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

区分	事業内容	金額
鉄道事業（開業準備）	平成26年度末に西日本旅客鉄道株式会社から経営分離される並行在来線の運行を引き継ぐための諸準備	94,873 <sup>千円</sup>

収支予算書

自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

科目	予算額
I 収益の部	
1 営業収益	0
2 営業外収益	70
収益合計	70
II 費用の部	
1 営業費用	94,873
2 営業外費用	0
費用合計	94,873

報告第七号 法人の経営状況の報告について（I R いしかわ鉄道株式会社）

報告第8号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人石川県観光余暇資源開発公団の経営状況を次のとおり報告する。

平成25年9月10日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 平成25年度財団法人石川県観光余暇資源開発公団決算状況

事業実績

自 平成25年4月1日  
至 平成25年6月30日

区 分	事 業 内 容	金 額
調査管理事業	資産の管理等	千円 2

貸借対照表

平成25年6月30日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
(1) 現金預金	926,980
① 預金	926,980
(2) 未収収益	3,185
流動資産合計	930,165
2 固定資産	
(1) 基本財産	25,000,000
① 定期預金	25,000,000
固定資産合計	25,000,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>25,930,165</b>
II 負債の部	
1 流動負債	0
2 固定負債	0
負債合計	0
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	25,000,000
(うち基本財産への充当額)	(25,000,000)

報告第八号 法人の経営状況の報告について（財団法人 石川県観光余暇資源開発公団）

2 一般正味財産	930,165
正味財産合計	25,930,165
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>25,930,165</b>

正味財産増減計算書

自 平成25年4月1日  
至 平成25年6月30日

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	1,046
受取利息	1,046
経常収益計	1,046
(2) 経常費用	
① 事業費	2,175
調査管理事業費	2,175
経常費用計	2,175
当期経常増減額	△ 1,129
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 1,129</b>
一般正味財産期首残高	931,294
一般正味財産期末残高	930,165
II 指定正味財産増減の部	
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>
指定正味財産期首残高	25,000,000
指定正味財産期末残高	25,000,000
III 正味財産期末残高	25,930,165

(注) 財団法人石川県観光余暇資源開発公団は、平成25年6月30日をもって解散した。